別紙様式第22号（第85条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　財務（支）局長　第　号
届出受理番号　財務（支）局長　第　号
（郵便番号　－　）
住　所
電話番号（　）－
商号又は
名　称
代表者の
氏　名

法令違反行為等届出書

取締役等又は従業者に電子決済手段等取引業に関し法令に違反する行為又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第85条の規定により届け出ます。

記

１．当該行為が発生した営業所又は事務所（業務委託先を含む。）の名称	
２．当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名	
３．当該行為の概要	

（記載上の注意）
１．法第62条の４第１項の登録申請書又は法第62条の７第１項第４項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
２．「当該行為が発生した営業所又は事務所（業務委託先を含む。）の名称」及び「当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名」については全て記載すること。
３．法第62条の３の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第62条の８第３項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

○内閣府令第四十九号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、為替取引分析業者に関する内閣府令を次のように定める。

令和五年五月二十六日　内閣総理大臣　岸田　文雄

為替取引分析業者に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　業務（第八条―第十八条）
第三章　監督（第十九条―第二十四条）
第四章　雑則（第二十五条―第二十七条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において「資金移動業者」、「電子決済手段等取引業者」、「特定信託会社」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金移動業者、電子決済手段等取引業者、特定信託会社又は銀行等をいう。

２　この府令（第八条を除く。）において「為替取引分析業」とは、法第二条第十八項に規定する為替取引分析業（同項第一号に掲げる行為を業として行うものを除く。）をいう。

３　この府令（第五条第七号、第十一条、第十二条第七号及び第二十五条第四号を除く。）において「為替取引分析業者」とは、法第二条第十九項に規定する為替取引分析業者（同条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。）をいう。

４　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融機関等　法第二条第十八項に規定する金融機関等をいう。

二　為替取引　法第二条第十八項に規定する為替取引をいう。

三　為替取引分析業務　法第六十三条の二十三ただし書に規定する為替取引分析業務をいう。

四　為替取引分析関連業務　法第六十三条の二十三ただし書に規定する為替取引分析関連業務をいう。

（為替取引分析業者の許可を要しない場合）

第二条　法第六十三条の二十三ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その業務に係る金融機関等（その行う為替取引に関し、為替取引分析業を行う者に為替取引分析業務を委託する者に限り、当該為替取引分析業を行う者が次号イからヘまでに掲げる者であって二十以下であり、かつ、同日後において二十を超えることとならない場合には当該イからヘまでに定める金融機関等を除く。）の数が、当該業務の開始の日において二十以下であり、かつ、同日後においても二十を超えることとならない場合

二　次のイからヘまでに掲げる者が当該イからヘまでに定める金融機関等の委託を受けて為替取引分析業を行う場合

イ　銀行等　金融機関等

ロ　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に相当する外国の法令の規定により当該外国において同法第四条第一項の免許と同種類の免許（当該免許に類するその他の行政処分を含む。）を受けて同法第二条第二項に規定する銀行業を営む者　金融機関等

ハ　銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社　当該銀行持株会社の属する同法第十二条の二第三項第一号に規定する銀行持株会社グループに属する金融機関等

ニ　銀行法第二条第一項に規定する銀行を子会社（同条第八項に規定する子会社をいう。ニにおいて同じ。）とする持株会社（同条第十二項に規定する持株会社をいい、外国の法令に準拠して設立されたものに限る。）であって、同法第五十二条の十七第一項の認可と同種類の認可（当該認可に類するその他の行政処分を含む。）を受けて設立され、又は同法若しくは同条第三項ただし書の認可と同種類の認可（当該認可に類するその他の行政処分を含む。）を受けているもの　当該持株会社の子会社である金融機関等